

訴 状

〒502-0823 岐阜市光栄町 1-1-2-402

原 告 兼 松 秀 代

(送達場所) 〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3 丁目 6 番 41 号
リブビル 6 階 リブレ法律事務所
TEL052-953-7885 FAX052-953-7884
原告訴訟代理人弁護士 新 海 聡

〒319-1112 茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 4 9

被 告 核燃料サイクル開発機構
被告代表者理事長 都 甲 泰 正

(送達場所) 〒509-5102 岐阜県土岐市泉町定林寺字園戸 959 番地 31
核燃料サイクル開発機構 東濃地科学センター

法人文書不開示処分取消請求事件

訴訟物の価額 金 950,000 円 (算定不能)

貼用印紙額 金 8,200 円

請求の趣旨

- 1, 後記目録記載の被告の原告に対する法人文書開示決定中、同目録 1 の処分については「調査対象地区を具体的に示すことにつながりうる情報」を不開示とする部分を、同目録 2、同目録 3 の処分については「調査対象地域等を具体的に示すことにつながりうる情報」を不開示とする部分をそれぞれ取り消す。
- 2, 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

請求の原因

第1 事実経過等

1 原告は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づいて、被告宛に以下の文書（以下「本件各文書」と言う。）の開示請求をした。

(1) 2002年11月1日付請求

①「JNC ZN7450 2001-001 広域調査地表調査シート（昭和61年度および昭和62年度）」（以下「文書①」と言う。）

②「PNC ZJ4257 88-001 Vol.1 東海・CA地域リモートセンシング調査（以下「文書②」と言う。）

(2) 同年11月12日付請求

③「PNC ZJ4363 88-001 Vol.1 CB地域リモートセンシング調査」（以下「文書③」と言う。）

④「PNC ZJ4363 88-001 Vol.2 CC地域リモートセンシング調査」（以下「文書④」と言う。）

⑤PNC ZJ4363 88-001 Vol.3 中国東部・CD地域リモートセンシング調査（以下「文書⑤」と言う。）

⑥ PNC ZJ4257 88-001 Vol.2 四国西部地域リモートセンシング調査（以下「文書⑥」と言う。）

2 これに対し被告は核燃料サイクル開発機構東濃地科学センター名で、文書①については後記目録1記載の処分を、文書②については同目録2記載の処分を、文書③ないし⑥については同目録3に記載の処分をいずれもおこなった。

これらの各処分はいずれも本件各文書中「サイクル機構の一般職員の氏名」を不開示とするほか、文書①については「調査対象地区を具体的に示すことにつながりうる情報」を、文書②ないし文書⑥については「調査対象地域等を具体的に示すことにつながりうる情報」を不開示とし、その余を開示する内容のものであった。

3 原告は各処分について、目録1、2記載の処分については平成14年12月3日に、目録3記載の処分については平成14年12月12日に知った。

4 本件決定の理由

被告が本件各処分で示した、それぞれの不開示部分の不開示理由は以下の通りである。

- (1) 「サイクル機構の一般職員の氏名」
法5条1項の「個人に関する情報」であって、ただし書のイロハのいずれにも該当しない。
- (2) 「調査対象地区を具体的に示すことにつながりうる情報」
直接地名の特定につながるものであり、これらの情報を公開することはサイクル機構への信頼を損なうことにつながり、事業の適正な遂行に具体的な支障を及ぼすことになると考えられるから、法5条4号情報に該当する。
- (3) 「調査対象地域等を具体的に示すことにつながりうる情報」
地権者等の関係者とサイクル機構との信頼を損なうことにつながり、事業の適正な遂行に具体的な支障を及ぼすことになると考えられるから、法5条4号情報に該当する。

第2 本件処分の違法性

1 本件各文書の意味

本件各文書は被告が高レベル放射性廃棄物の処分（地層処分）の処分予定地を選定するために、昭和61年（1986年）、同62年（1987年）に日本各地の地質の調査をした調査結果に関する文書であり、文書①は被告が作成した調査シートのまとめ、文書②ないし文書⑥は被告が業務委託した民間調査会社の調査結果である。

いずれも処分予定地選定のための基礎調査といった意味合いのものであって、調査地点が明らかになっても、その地点がただちに処分予定地ということにはならない。

しかも昭和62年（1987年）6月には、原子力委員会の方針が転換され、被告は高レベル放射性廃棄物地層処分の研究開発機関とされ、それまで被告が担当していた処分予定地の選定事業は他の機関が行うことになった。

その結果、本件各文書は被告の事業とは直接関連しない文書となった。

2 本件処分の違法性

- (1) 「調査対象地区を具体的に示すことにつながりうる情報」について
文書①について、被告は上記の情報の開示が「サイクル機構への信頼を損なうことにつながり、事業の適正な遂行に具体的な支障を及ぼすことになると考えられる」と説明する。しかし、当該情報の公開が「サ

イクル機構への信頼を損なうことにつながる」という被告の出だしの論理からして、おおよそ理解不能である。

本件情報はいずれも被告の当時の正規の業務の結果をまとめたものである。にもかかわらず被告は、正規業務に関する情報を公開した場合には、被告への信頼を損ねる、と述べているのである。

当該業務が違法だった、というならともかく（尤も、その場合は違法だからこそ、公開しなければならないが）、適法に設立され、合法的に業務遂行している法人の正規の業務の内容を公開することが、当該法人に対する信頼を害する、などということは聞いたことがない。

被告のかかる理由づけは主張自体失当というほかない。

- (2) 「調査対象地域等を具体的に示すことにつながる情報」について文書②ないし文書⑥については、上記の情報の開示が地権者等の関係者とサイクル機構との信頼を損なうことにつながり、事業の適正な遂行に具体的な支障を及ぼすことになることを理由としている。

しかし、そもそも、本件各情報を公開することによって調査対象地域の土地の地権者を特定することにつながるかどうか不明であることにくわえ、上記で「地権者等の関係者」中の「等の関係者」が誰を意味するのか、なぜ上記箇所の開示が地権者等の関係者とサイクル機構との信頼を損なうことにつながるのか、やはり理解不能である。

また、万が一、本件各情報の開示により、調査対象地域の地権者が特定できるような事態が起こったとしても、先に述べたように、1987年6月の原子力委員会の方針の転換により、被告は1988年以降は処分予定地の選定事業を行うことはなく、しかも本件各情報自体、15年以上前に民間業者に委託して行った調査に関するものに過ぎない。これらの事情を加味すれば、いまさら上記情報を開示したからといって「地権者等の関係者とサイクル機構との信頼を損なうことにつながる」筈はない。

- (3) いずれにしても、「調査対象地区を具体的に示すことにつながる情報」および「調査対象地域等を具体的に示すことにつながる情報」についての各処分の理由は、法5条4号に該当することに対する説明にすらなっておらず、失当である。

3 小結

以上の通り、いずれも法5条4号に該当することを理由とする、後記目録1の処分中「調査対象地区を具体的に示すことにつながりうる情報」を不開示とする部分ならびに同目録2および同目録3の処分中の「調査対象地域等を具体的に示すことにつながりうる情報」を不開示とする部分がそれぞれ全く理由がなく、違法であることは明らかである。

第3 まとめ

以上の理由により、原告は請求の趣旨記載の判決を求め、本訴を提起した次第である。

証拠方法

| | |
|--------|----------------------------------|
| 甲第1号証1 | 法人文書開示決定通知書（目録1の処分） |
| 甲第1号証2 | 法人文書開示決定通知書（目録2の処分） |
| 甲第1号証3 | 法人文書開示決定通知書（目録3の処分） |
| 甲第2号証1 | 本件文書の開示請求書（目録1の処分に対応するもの） |
| 甲第2号証2 | 本件文書の開示請求書（目録2の処分に対応するもの） |
| 甲第2号証3 | 本件文書の開示請求書（目録3の処分に対応するもの） |
| 甲第3号証 | 文書①の写し（抄—愛知県の一部と岐阜県の全ての地点に関する箇所） |
| 甲第4号証 | 文書②の写し |
| 甲第5号証 | 文書②の別冊記録の写し（抄） |

添付資料

| | |
|--------|-----|
| 甲号証の写し | 各1通 |
| 資格証明書 | 1通 |
| 委任状 | 1通 |

2003年2月17日

原告訴訟代理人弁護士 新 海 聡
名古屋地方裁判所 御 中

目録

1

処分日時：平成14年12月2日

開示する法人文書の名称：

JNC ZN7450 2001-001 広域調査地表調査シート（昭和61年度および昭和62年度）

不開示とする箇所

「サイクル機構の一般職員の氏名」

「調査対象地区を具体的に示すことにつながりうる情報」

2

処分日時：平成14年12月2日

開示する法人文書の名称：

PNC ZJ4257 88-001 Vol.1 東海・CA地域リモートセンシング調査

不開示とする箇所

「サイクル機構の一般職員の氏名」

「調査対象地域等を具体的に示すことにつながりうる情報」

3

処分日時：平成14年12月11日

開示する法人文書の名称：

PNC ZJ4363 88-001 Vol.1 CB地域リモートセンシング調査

PNC ZJ4363 88-001 Vol.2 CC地域リモートセンシング調査

PNC ZJ4363 88-001 Vol.3 中国東部・CD地域リモートセンシング調査

PNC ZJ4257 88-001 Vol.2 四国西部地域リモートセンシング調査

不開示とする箇所

「サイクル機構の一般職員の氏名」

「調査対象地域等を具体的に示すことにつながりうる情報」